

令和8年8月 月例報告会 報告事項一覧

令和8年8月24日

所管課	報告事項	
総務課	物価高騰対策！ことうら商品券の配布及び使用状況について	・・・ 1
総務課	行政懇談会および意見交換会の実施状況について	・・・ 2
総務課	新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	・・・ 4
総務課 企画政策課	韓国・麟蹄郡との国際交流事業について	・・・ 8
企画政策課	林養魚場による旧古布庄小学校活用計画（構想段階）について	・・・ 9
福祉あんしん課	要配慮個人情報の誤送付について	・・・ 11
商工観光課	一向平キャンプ場指定管理候補者の選定結果について	・・・ 12
商工観光課	お仕事発見バスツアーの実施結果について	・・・ 13
教育総務課	中学生相互交流事業（台湾）について	・・・ 14
教育総務課	めざせ給食M y スター☆100人分の給食調理体験会について	・・・ 15
社会教育課	各地区公民館まつり・町民運動会等の開催について	・・・ 16
社会教育課	東伯総合公園内井戸ポンプの不具合について	・・・ 17
農業委員会事務局	琴浦町農地利用最適化推進委員の委嘱について	・・・ 18

物価高騰対策！ことうら商品券の配布及び使用状況について

総務課

1 趣旨

各種エネルギーのほか、食料品や生活用品の物価高騰対策に伴う家計支援として実施した、第5弾までの商品券配布事業の実施状況を報告するもの。

2 経過・状況

下表のとおり

3 今後のスケジュール

- ・ 8月31日..... 第5弾分の換金事務等委託業務完了、事業費精算

項目	第2弾	第3弾	第4弾	第5弾
基準日	令和5年7月15日	令和6年2月15日	令和7年2月15日	令和8年2月1日
配達期間	令和5年7月24日 ～8月14日	令和6年2月23日 ～3月15日	令和7年2月28日 ～3月31日	令和8年2月20日 ～3月24日
使用期限	令和5年12月31日	令和6年6月30日	令和7年6月30日	令和8年6月30日
交付状況	【世帯分】 6,495世帯×3,000円 =19,485,000円 【世帯員分】 16,270人×2,000円 =32,540,000円 【合計】 52,025,000円	【世帯分】 6,472世帯×3,000円 =19,416,000円 【世帯員分】 16,129人×2,000円 =32,258,000円 【合計】 51,674,000円	【世帯分】 6,463世帯×3,000円 =19,389,000円 【世帯員分】 15,779人×2,000円 =31,558,000円 【合計】 50,947,000円	【個人分のみ】 15,393人×10,000円 =153,930,000円
不在等 未受領数	82世帯、89人分 424,000円分	85世帯、96人分 447,000円分	88世帯、93人分 450,000円分	65世帯、75人分 750,000円分
換金状況	換金完了【確定】 50,739,000円 (97.5%)	換金完了【確定】 50,437,000円 (97.6%)	換金完了【確定】 49,861,500円 (97.9%)	換金完了【速報値】 152,046,000円 (98.8%) 換金期限： 令和8年7月31日

行政懇談会および意見交換会の実施状況について

総務課

1 概要

各地区で開催している行政懇談会および意見交換会の実施状況を報告するもの。

2 参加者

行政：町長、副町長、教育長、総務課長、担当者等

地区：区長、住民、まちづくり協議会役員等

3 実施状況

開催日	実施地区	参加者	内容
8月 4日(火)	古布庄地区 行政懇談会	25名	(1) 町が重点的に取り組んでいる事業について (2) 古布庄地区活性化への取組みについて (3) 自治会要望についての意見交換 (4) 旧カウベルの活用について
8月 6日(木)	上郷地区 行政懇談会	16名	(1) テーマ別懇談会 (2) 旧カウベルの活用について
8月12日(水)	浦安地区 意見交換会	17名	(1) 琴浦町からのお知らせ ・令和8年度の取組みについて ・防災について (2) 人口推計から見る琴浦町の今後について (3) 旧カウベルの活用について
8月18日(火)	成美地区 意見交換会	7名	(1) 琴浦町からのお知らせ ・令和8年度の取組みについて ・防災について (2) 人口推計から見る琴浦町の今後について (3) 旧カウベルの活用について
8月21日(金)	下郷地区 意見交換会	7名	(1) 琴浦町からのお知らせ ・令和8年度の取組みについて ・防災について (2) 人口推計から見る琴浦町の今後について (3) 旧カウベルの活用について
8月23日(日)	八橋地区 行政懇談会	24名	(1) 「人口減少と高齢化の今後のビジョン」「人口 戦略推進室の取組」講演および意見交換 (2) 自治会要望の回答および意見交換 (3) 旧カウベルの活用について

4 今後のスケジュール

開催日	実施地区
8月24日（月）	以西地区意見交換会
8月25日（火）	赤碕地区意見交換会
8月27日（木）	安田地区行政懇談会

琴浦町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

総務課

1 趣旨

新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改定に合わせて、琴浦町においても、新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改定を行うことを報告するもの。

2 経過

令和6年7月..... 政府行動計画の全面改定

令和7年1月..... 鳥取県行動計画の全面改定

令和8年7月..... 町行動計画案を倉吉保健所長（学識経験者）へ意見照会

令和8年8月..... 町行動計画の全面改定

3 計画概要

- ・ 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に置く
- ・ 対策項目を6項目から7項目に充実させる

6 町行動計画の主要6分野 (1) 実施体制 (2) 情報提供・共有 (3) 予防・まん延防止 (4) 予防接種 (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保 (6) 医療	第3部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組 第1章 実施体制 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第3章 まん延防止 第4章 ワクチン 第5章 保健 第6章 物資 第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保
--	---

- ・ 7項目の対策を3期（準備期、初動期、対応期）に分ける

時期		対策
準備期	発生前の段階	対応体制の定期的な点検や改善等、発生に備えた事前の準備を行う。
初動期	海外または国内で感染症が発生した段階	町対策本部を立ち上げ、直ちに初動対応の体制に切り替え。国の基本的対処方針が実行されるまでの間、情報収集や準備を行う時間を確保する。
対応期	県内の発生当初から終息までの時期	県と連携し、病原性に応じて、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各対策を講ずる。

琴浦町新型コロナウイルス等対策行動計画（案）概要版

平成 27 年 3 月に制定された本計画について、令和 2 年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症対応で明らかになった課題や、関連する法改正を踏まえて、新型コロナウイルス等対策行動計画（令和 6 年 7 月）及び鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画（令和 7 年 1 月）の変更を踏まえた改定。

- ・ 有事の際には、政府行動計画や国の基本的対処方針等を踏まえ、地域の感染状況や対応体制等の実情に応じて、柔軟かつ機動的に対応する。

1 対策の目的及び基本的な戦略

新型コロナウイルス等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の 2 点を主たる目的として対策を講じる。

- （1）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する。
- （2）町民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 現行計画からの変更点

- ・ 新型コロナウイルス等対策、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に置く
- ・ 対策項目を 6 項目から 7 項目に充実させる
- ・ 7 項目の対策を 3 期（準備期、初動期、対応期）に分ける

時期		対策
準備期	発生前の段階	対応体制の定期的な点検や改善等、発生に備えた事前の準備を行う。
初動期	海外または国内で感染症が発生した段階	町対策本部を立ち上げ、直ちに初動対応の体制に切り替え。 国の基本的対処方針が実行されるまでの間、情報収集や準備を行う時間を確保する。
対応期	県内の発生当初から終息までの時期	県と連携し、病原性に応じて、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各対策を講ずる。

3 各対策項目に共通する視点

- ・ 県との連携：県は措置の実施主体として中心的な役割を担い、町は町民に最も近い行政機関として予防接種や町民生活支援等の役割を担う。平時から緊密な連携体制を整える。
- ・ DXの推進：ワークテン管理、接種申し込みや接種者管理等、国・県と連携したDXの推進による効率化・迅速化を図る。

4 計画の構成と対策の時期区分

各対策項目の中で発生段階を分けて記載するなど構成を変更

	改	定	前
第1 はじめに			
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針			
1 新型インフルエンザの特徴			
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方			
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点			
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等			
5 対策推進のための役割分担			
6 町行動計画の主要6分野			
(1) 実施体制			
(2) 情報提供・共有			
(3) 予防・まん延防止			
(4) 予防接種			
(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保			
(6) 医療			
第3 各段階における対策			
1 発生未確認期			
※第2-6の主要6分野ことに記載。(以下各時期において同様)			
2 海外発生期から国内発生期			
3 県内発生期			
4 大規模流行期			
5 小康期			



	改	定	後
第1部 新型インフルエンザ等に対する町の体制と町行動計画			
第1章 新型インフルエンザ等に対する町の体制等			
第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応			
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針			
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等			
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目と横断的視点			
第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組等			
第3部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組			
第1章 実施体制			
※第1節準備期、第2節初動期、第3節対応期ごとに記載 (以下各章において同様)			
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション			
第3章 まん延防止			
第4章 ワクチン			
第5章 保健			
第6章 物資			
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保			

5 発生段階別の対策項目

各対策項目の中で発生段階を分けて記載するなど構成を変更

対策項目	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	- 関係機関との連携強化 - 町行動計画、業務継続計画の見直し - 研修・訓練の実施	- 町対策本部の設置（任意） - 全庁的な情報共有 - 必要な人員体制の強化	- 状況に応じた実施体制の整備 - 柔軟かつ機動的な対策の切り替え
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 感染症に関する情報提供・共有 - 偏見・差別等に関する啓発 - 相談窓口の設置準備	- 科学的根拠に基づく最新情報の迅速な発信 - 相談窓口の設置による町民等への対応 - 偏見・差別等への対応	- 町民の個人レベルでの感染対策の情報発信 - 病原体の性状に係る丁寧な説明 - 相談体制等の継続
3 まん延防止	- 対策実施に参考となる指標やデータ等の整理 - 町民・事業者等への基本的感染対策（換気、マスク、手洗い等）やまん延防止対策（外出自粛等）への理解促進	業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備	- 国及び県と連携した患者や濃厚接触者等への対応 - 町民への基本的感染対策徹底の要請 - 学校等への臨時休業等の要請
4 ワクチン	- 特定接種の対象となる者の整理 - 住民外接種の検討、準備 - 接種に係る人員、会場、資材等接種体制の確認、準備 - ワクチンの有用性や安全性に関する情報提供	接種体制の構築（会場、医療従事者確保）	- 国や県と連携した接種体制の継続的な整備 - 接種予約受付体制の構築と接種実施 - 感染状況等を踏まえた会場の増設 - 接種に関する情報提供・共有
5 保健	- 人材の確保・育成（研修・訓練） - 業務継続計画等を含めた体制の整備 - 関係機関との連携強化	- 感染症有事体制への移行準備（人員参集等） - 町民への相談窓口設置と速やかな情報提供の開始	- 感染症有事体制制への移行 - 県が実施する健康観察や生活支援への協力 - 感染状況に応じた体制の見直しと対応の変更
6 物資	感染症対策物資等の備蓄（災害備蓄と兼ねる）	感染症対策物資等の備蓄（災害備蓄と兼ねる）	備蓄物資及び資材の提供に係る県や関係機関との協力
7 町民生活及び地域経済の安定の確保	- 情報共有体制の整備 - 支援実施に係る仕組みの整備 - 食料品・生活必需品等の備蓄（災害備蓄と兼ねる） - 要配慮者等の把握	- 事業者への事業継続に向けた準備の要請 - 生活関連物資等の適切な購入行動の呼びかけ - 遺体の一時安置施設等の確保準備	- まん延防止策の実施による影響を考慮した必要な施策の実施（メンタルヘルス対策、フレイル予防等） - 要配慮者等への支援の実施 - 教育及び学びの継続に関する取組支援 - 火葬の特例措置対応

韓国・麟蹄郡との国際交流事業について

総務課
企画政策課

1 趣旨

令和8年度に行う麟蹄郡との国際交流事業について、事業計画を報告するもの。

2 実施概要

(1) 職員相互派遣事業

	琴浦町（派遣）	麟蹄郡（受入れ）
日程	10月5日（月）～8日（木）	10月19日（月）～22日（木）
職員 （相互3名）	副町長、総務課1名、企画政策課1名	※調整中
研修内容	地方分権、行財政運営、公共施設管理、人口減少対策	

(2) 麟蹄郡青少年サッカー交流団の受入れ

○概要 令和6年度から麟蹄郡サッカー交流団と琴浦町サッカースポーツ少年団が、相互にサッカー交流を実施しているもの。今年度は、東伯総合公園サッカー場の完成を受け、琴浦町でサッカー交流を行う。

○来訪者 韓国麟蹄郡サッカー交流団 17名予定
（小学生12名、指導者3名、麟蹄郡職員2名）

○日程 11月20日（金） 来町（泊：船上山少年自然の家）
〃 21日（土） 親睦活動、サッカー交流、夕食交流会
（泊：船上山少年自然の家）
〃 22日（日） 野外炊飯、お別れ会

1 計画の背景と概要

（1）背景

- 国内のサケ・マス類の年間総消費量（需要量）に対して、国内生産量は約2割にとどまり、残り約8割は輸入に依存している。
- 国内で外食・加工・小売の需要が拡大している中、近年の世界的なサーモン需要拡大に伴う輸入価格の高騰や円安の影響から、安定的かつ高品質な「国産養殖魚」への切り替え需要が高まっている。
- また、「国産養殖魚」需要に対して、消費者志向を捉えた「ご当地サーモン」としての生産も全国的に増えており、大手商社等も陸上養殖に参入している。
- 国内で生産される養殖マス類の年間生産量は約1.7万～2.5万トン（海面養殖のギンザケ等が約1.2万～1.9万トン、内水面の淡水マス類が約0.5万～0.6万トン）。【2020年～2022年農林水産省「漁業・養殖業生産統計」の推移データ参照】
- 林養魚場グループ全体では、内水面養殖で年間約800トンを生産し、その半分の約400トンを鳥取林養魚場（別所）で生産している。
- 次に挙げる国内の需要拡大に対応するため、林養魚場は、旧古布庄小学校を新たな生産拠点として活用し、鳥取林養魚場（別所）との一体的運営体制の構築と琴浦町ブランドの拡大を計画している。
 - ① 釣り堀用の小魚や養殖用の稚魚の生産・供給
 - ② 琴浦グランサーモンの生産拡大

（2）計画の概要

- 旧古布庄小学校を活用し、校舎内で、卵から幼魚まで育成し、その後、グラウンドを活用した本格的な成魚養殖へと段階的に進める。

2 旧古布庄小学校の整備計画（案） ※ 整備時期は未定

（1）第1段階

- 校舎の2階フロアと1階フロアを活用して、卵から幼魚までの養殖を行う。
 - ・ 2階で、ふ化させた稚魚を育て、成長した魚は、滑り台方式を採用し、水ごと1階の水槽へ移す。
 - ・ 1階で、幼魚まで育て、出荷する。

（2）第2段階

- グラウンドに、鳥取林養魚場（別所）と同様の、循環式陸上養殖施設を設置し、成魚の養殖を行う。
 - ・ 校舎1階の幼魚水槽から、成長した幼魚を、同じく滑り台方式（地下配管）で、グラウンドの水槽へ移し、成魚に育てる。
 - ・ 生産性を向上させるため、魚のサイズ別に水槽を設ける予定。

旧古布庄小学校の活用案（構想段階）

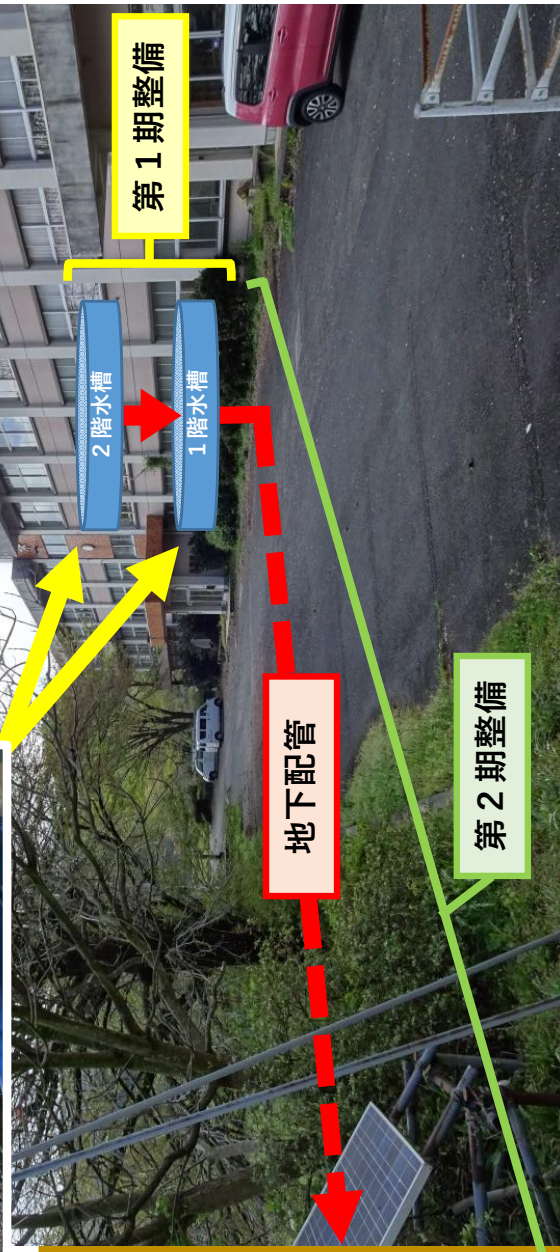
第1期の整備

- ① 孵化・稚魚用水槽（校舎2階フロア）
↓ 成長した魚を1階の水槽へ
- ② 幼魚用水槽（校舎1階フロア）



《第1期の整備》

旧古布庄小学校
校舎の活用

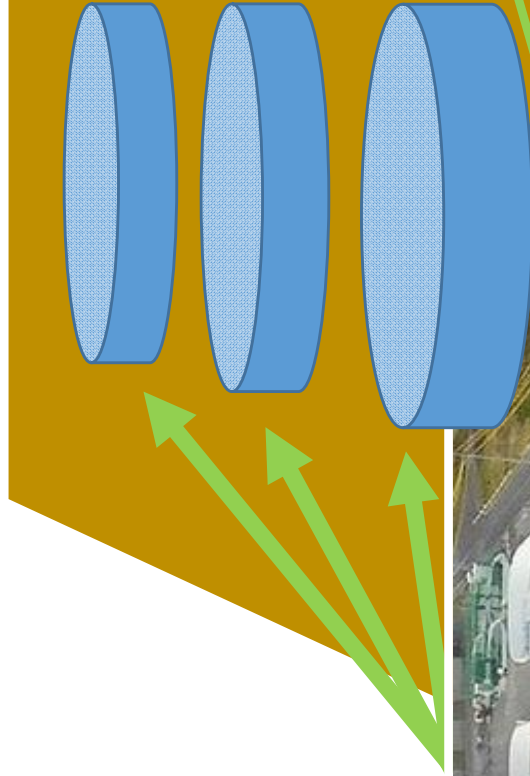


第2期の整備

- ② 幼魚用水槽（校舎1階フロア）
↓ 成長した魚をグラウンドの水槽へ
- ③ 大型水槽（グラウンド）
サイズごとに分け生産効率を高める

《第2期の整備》

旧古布庄小学校
グラウンドの活用



要配慮個人情報の誤送付について

福祉あんしん課

自立支援医療の支給決定において、自立支援医療受給者証を送付する際、別の受給者の受給者証を誤送付する事案が発生した。

本件の概要、対応状況ならびに今後の再発防止に向けた取り組みについて以下のとおり報告する。

1 事案の概要

令和8年8月6日（木）、本町からA氏（町内）に送付すべき受給者証が、別の受給者B氏（町内）へ送付した封筒に混入していたことによる誤送付及び個人情報の漏洩。B氏からの連絡で発覚。

2 誤送付した受給者証に含まれる個人情報

自立支援医療の受給者である旨、氏名、住所、生年月日等

3 対応状況

- ・発覚後速やかにA氏及びB氏に説明・謝罪するとともに、誤送付したA氏宛ての受給者証の回収を行い、他の誤送付がないか調査を行う。他に誤送付はないことの確認がとれたため、8月7日（金）、あらためてA氏及びB氏に説明・謝罪し、A氏に受給者証を交付する。
- ※B氏の受給者証については、受診医療機関へ送付することについて、B氏及び同医療機関がこれを了承されていたことから、同医療機関へ直接送付しており、漏洩はなし。
- ・8月10日（月）、個人情報保護委員会に報告を行う。
- ・8月13日（木）、倉吉記者クラブに報道提供資料を送付するとともに町ホームページにて公表。

4 誤送付の原因

発送件数が少数だったため、複数名でのチェックを行わなかったことによる確認不足。

5 再発防止策

今回の事案に至った経緯を職場内で共有し、発送物の部数に限らず発送物と送付先を必ず複数の職員でチェックする手順の遵守を徹底する。

一向平キャンプ場指定管理候補者の選定結果について

商工観光課

琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、公募を行っていた、令和8年10月1日から令和12年3月31日までの一向平キャンプ場指定管理候補者の選定結果について次のとおり報告する。

今後は琴浦町議会9月定例会において指定管理者の指定にかかる議案を上程する。

項 目		内 容
(1)施設の名称		琴浦町一向平キャンプ場 指定管理期間：令和8年10月～令和12年3月：3年6か月
(2)指定管理候補者	①名 称	株式会社L E A
	②代表者	代表取締役 宮本 達也
	③所在地	鳥取県倉吉市上井361番地1
	④事業実績	(ア)令和5年1月創業（4期目） ・新電力等生活インフラサービス・コールセンター事業 ・イベントでの飲食物販事業・サービス提供事業 等 (イ)その他、主な自主事業等 ・令和7年度クリスマスマーケット（会場：倉吉未来中心）
(3)選定の概要	①選定方法	公募により申請書類の提出を受けた応募事業者について、条例第5条の選定基準に基づき審査。
	②選定経過	(ア)公募期間 7月6日（月）～8月3日（月） (イ)応募事業者数 1事業者 (ウ)選定委員会開催日 8月10日（月） (エ)選定委員 副町長 総務課長 商工観光課長 金融機関 中部商工会産業支援センター 環境省大山隠岐国立公園管理事務所
	③選定結果	(ア)提案内容に関する評価 得点：56.67点／90点満点 ※基準点：54点 (イ)経営健全性に関する財務評価 得点：9.33点／10点満点 ※基準点：6点 ※(ア)または(イ)が基準点を下回る時は選定対象外 ※得点は6人の選定委員の得点の平均点（小数第3位四捨五入）
	④選定委員の意見	(ア)令和7年度に実施したクリスマスマーケットにおいて約1万人規模の集客、運営実績があり、キャンプ場運営はこれからという要素は不安ではあるが堅実な事業計画と認められる。 (イ)自社のコールセンター活用や情報発信能力などノウハウがあり集客に期待ができる。 (ウ)自己資本比率（中長期的な安定性 71.19%）など経営指標の得点が高く、経営健全性が認められる。

1 概 要

小学生と保護者を対象に、普段見ることができない地域の企業を見学することで、親しみを持ってもらい、将来の地元就職へ繋げることを目的に、町内の企業をバスで回るツアーを実施した（主催：琴浦町商工会）。

2 実施結果

NO	項 目	内 容
1	日 時	・ 8 月 1 日（土） 9 時 00 分～11 時 30 分
2	見学場所 （内容）	・ 旭東電気株式会社（琴浦町徳万） （会社紹介、工場見学） ・ 有限会社前畑鉄工所（琴浦町赤碕） （会社紹介、工場見学）
3	対象者	・ 町内の小学生と家族
4	参加者	・ 25 人/10 組
5	アンケート 結果	・ イベント満足度（楽しかった） : 96% ▼自由意見 ・ 普段見ることのできない場所まで見学できてよかったです。また機会があれば参加したい。 ・ ものづくりに対する考え方や暑い中作業されている姿がすごいと思った。 ・ 前畑鉄工所さんのロボットの溶接や旭東電気さんの製品が家にあって、私たちの生活に深くかかわっていたことがすごいと思った。

3 当日の様子



▲ 旭東電気株式会社



▲ 有限会社前畑鉄工所

中学生相互交流事業（台湾）について

教育総務課

1 町内での受入れ

東伯中学校・赤碕中学校と台中市立日南国民中学との友好交流協定に基づく相互交流事業を実施しました。

はじめに、7月1日から5日までの日程で、日南中の生徒12名を東伯中と赤碕中で受け入れました。校内では、生徒同士で英語やタブレットの翻訳機能を活用してコミュニケーションをとりながら、国際交流を楽しんでいました。



学校での歓迎式の様子



日南中先生の授業（体育）



学校生活（掃除）の様子



ホストファミリー全員で見送り

2 日南国民中学校への派遣

引き続き、7月29日から8月2日までの日程で東伯中4名・赤碕中4名の計8名の生徒が第3期派遣団として日南中を訪問しました。

訪問先の日南中で行われた歓迎式では、多くの生徒を前に中国語で自己紹介をしたのち、鳥取県と琴浦町について英語によるクイズ形式で紹介しました。

下校後は、それぞれパートナー生徒の自宅にホームステイをし、台湾での生活を体験しました。最終日は、送別式にて日南中の鄭校長より交流証書を受け取り、お互いの生徒が今回の交流の感想を発表しました。



台中空港での出迎えの様子



日南中での歓迎式



パートナーと日南中校区の見学



送別式での感想発表

3 次回の相互交流事業計画（予定）

- ・令和9年7月7日（水）～7月11日（日）受入
- ・令和9年7月28日（水）～8月1日（日）派遣

めざせ給食Myスター☆100人分の給食調理体験会について

学校給食センター

1 目 的

小学校4年生以上の児童生徒を対象に、通常は関係者以外立ち入りできない給食施設での調理をとおして、給食づくりにおける衛生管理やチームワークの大切さを体感し、また、日頃お世話になっている方々の温かさや願いを知るなかで、子どもたちの人間性や社会性を育むことを目的として開催しました。

2 日 時 令和8年7月25日（土） 9：00～13：00

3 会 場 開会・会食：浦安小学校2階教室
調 理 体 験：学校給食センター

4 参加者 50名
（小4：2名、小5：7名、小6：8名、中1：6名、中2：5名、保護者：22名）

5 内 容

28名の児童生徒が3班に分かれて、協力して100人分の給食づくりにチャレンジしました。また、できあがった給食は、学校給食野菜会など関係者の方と一緒に、おいしく楽しくいただきました。



（献立：きなこあげパン、焼肉サラダ、ABCスープ、フルーツ白玉、牛乳）

6 参加者の感想

事後アンケート結果では、参加者の92%から「満足」との回答をいただきました。

（1）「満足」と回答した主な理由

- ・給食のつくり方がいろいろあってたいへんだったけど、自分たちのつくった給食はおいしかったです。
- ・ふだん入れない給食センターのいろいろな場所に入れたり、調理をしたりして貴重な体験がたくさんできてうれしかったです。

（2）給食づくりに関わる方々への保護者からのメッセージ

- ・親から子へ、同じ給食を食べていると思うと、感謝し、うれしく感じています。
- ・バランスのよい献立を考えるのはとてもたいへんだと思いますが、これからも子どもたちの「食」を支えていただけたらと思います。

各地区公民館まつり・町民運動会等の開催について

社会教育課

1 開催日程

下記表のとおり開催されますので、ご案内いたします。

各地区行事名	日時・会場
浦安地区公民館まつり	9月5日(土)・6日(日) 9:30～ 浦安地区公民館
安田地区町民運動会	9月27日(日)9:30～ 旧安田小学校体育館
以西地区町民運動会	9月27日(日)13:00～ 旧以西小学校グラウンド
浦安地区総合スポーツ大会	9月27日(日)8:00～ 浦安地区公民館・芝生広場 ※雨天：浦安地区公民館
下郷地区町民運動会	9月27日(日)9:00～ 聖郷小学校グラウンド
古布庄ふれあい交流会	11月8日(日)9:00～ 森の楽園芝生広場 (旧古布庄保育園)
成美地区町民運動会	10月4日(日)8:30～ 船上小学校グラウンド ※雨天：船上小学校体育館
赤碕地区町民運動会	10月4日(日)9:00～ 赤碕小学校グラウンド
上郷地区レクリエーション 交流会	10月11日(日)9:00～ 上郷地区公民館
八橋ぶらりウォーキング	10月18日(日)9:00～ まなびタウンとうはく集合 ※少雨決行

※記載のない地区・屋内以外の会場では雨天の場合は中止です。

1 概要

東伯総合公園内の井戸の取水ポンプに不具合が生じており、その状況と現時点の対応について報告するもの。

2 不具合の状況

○経過

- ・8/5（水）午後、公園利用者から野球場横トイレの水が出ないと報告があり確認。井戸の取水ポンプが停止していた。

- ・公園内の井戸水による水道も出ないことを確認。

- ・ポンプを自動モードから手動モードに切り替えることで起動を確認。

自動モード：貯水タンクに水が一杯になったら、自動でポンプが止まる（通常モード）

手動モード：24 時間常にポンプが動いている状態

○ポンプの状況

- ・翌 8/6 に業者対応し、状態を確認。

- ・手動モードでくみ上げができていたので、故障しているのは基盤関係かセンサー類と思われるが、修理は不可能（古いため補修部材、補修パーツがなく部分修繕はできない）。壊れたらポンプ全体を交換するしかない。

- ・手動モードでは、ポンプが常に稼働しており、休憩する間がないため、過度にポンプに負荷がかかり、ポンプ故障のリスクが高まる。

3 当面の対応について

当面、職員による手動モードへの切り替えにより稼働させる。

①午前中に職員が手動でポンプの電源を入れて貯水タンクに水を貯め、たまったら止める。（テニス場横で漏水しており、タンクを満水にしても 24 時間もたないため、毎日手動で行う）。

②どんぐり公園トイレ横に手洗い用水を設置し、使用水量を少なくする。

③大規模イベント等は、手動モードを連続稼働など検討。



4 今後について

- ・取水ポンプが完全に止まったら、野球場、野球場横トイレ、サッカー場、平岩会館、どんぐり公園の給水が止まるため、施設の利用制限・中止等の判断も必要となる。

【参考】給排水管改修(上下水道接続)の予定

R8 年度 東伯総合公園内給排水管布設工事(中央園路から野球場トイレまで)
給水管路実施設計(平岩会館～どんぐり公園)

R9 年度 平岩会館～どんぐり公園までの給水管布設工事(予定)

琴浦町農地利用最適化推進委員の委嘱について

農業委員会事務局

1 農地利用最適化推進委員について

(1) 任期：令和8年8月1日～令和11年7月19日

(2) 農地利用最適化推進委員氏名

地区名	氏 名
八橋地区	北中 善隆
	遠藤 一夫
浦安地区	池山 晃広
	三嶋 邦彦
下郷地区	松本 芳己
	小前 伸仁
上郷地区	桑本 慎吾
古布庄地区	山本 弘一
赤碕地区	入江 敏朗
成美地区	澤田 光秋
安田地区	眞山 一郎
以西地区	山本 智彦

(3) 委嘱に係る経緯

月 日	氏 名
3月16日から 4月15日	農地利用最適化推進委員の募集 12人の定数に対し、14人の推薦・応募
6月28日	第1回農地利用最適化推進委員評価委員会
7月21日	第2回農地利用最適化推進委員評価委員会
7月21日	琴浦町農業委員会総会において同意
7月31日	農地利用最適化推進委員委嘱式